

山田俊男君

私も、農林漁業有機物資源のバイオ燃料としての利活用の促進に関するこの法律については基本的には賛成であります。とりわけ大変な石油の高騰が生じていること、さらには地球温暖化問題への対応が迫られていること、さらには国内の耕作放棄地が著しく拡大してこの利用をどう進めるかということがありますし、さらには、先ほど来議論になっておりますが、間伐材とセルロース系のこれら利用拡大をどう進めるか、これは山林維持のためにも地球温暖化のためにも、そうした観点での取組が必要であります。

そういう意味からして、まさに今ほどこれを着実に進めていくチャンスはないと、この考えているわけですが、しかし具体的な実施に当たってそれぞれ課題が生じておりますので、これらを中心にして申し上げさせていただきたいというふうに思います。

これまで我が国では、七か所の施設が設置されておまして、これも 30 キロリッターのバイオエタノールが製造されている、わずか現段階ではそれだけであります。19 年度からは新たに大規模な施設を 3 か所造るということで、そのうちの 2 か所は新潟と、それから北海道におきます J A グループの取組になっております。一つは、北海道におきます規格外の麦と、それと交付金対象外のとん菜ですね、これを使用しました 1 万 5,000 キロリットルの燃料用バイオエタノールの製造施設であります。もう一つは、新潟におきます多収量米を使用しました 1,000 キロリットルの燃料用バイオエタノールの製造施設であります。

これらの取組は、今も舟山委員の方から相当議論があったわけではありますが、商品化できない規格外の麦や、さらには交付金の対象にならないとん菜のトップ等、これを有効に活用するという意味合いでの意義、さらには多収穫米につきましては、やはり多収穫米を栽培して同時にその技術を向上させる、さらにはどうしても計画生産の関係で遊んでおります水田をどう有効活用を図るかという意味合いでも意味がある。そして、あわせまして、いささかなりとも農業者の所得を向上させることにつながっていかないかという意味もあるかと、こんなふうに思っております。そういう面では新しい挑戦であります。しかし、新しい挑戦であるだけに課題が多いわけです。

一つは、原料作物に対する安定的な助成水準の確保が何としてでも必要だと、こういうことであります。新潟の取組を見ますと、原料玄米の価格はキログラム当たり 20 円であります。作付け予定の北陸 193 号、これは多収穫品種であります、この収量は 880 キログラム、これは 18 年産の収量の実証があるわけで、それに基づいて見込んでおります。これに 20 円掛けまして、10 アール当たり 1 万 7,600 円であります。これに産地づくり交付金 10 アール当たり 3 万円を措置しまして、合わせまして合計 4 万 7,600 円でしかないわけですが、主食用の生産費は 10 アール当たり 11 万円程度になります。これでは生産費を割ってしまいます。

そこで、生産費の半分を占める機械代、さらには土地改良費の費用分ですね、これらを規模拡大して取り組む、ないしは遊んでいる田んぼを活用するという意味合いからして、これはそれじゃ計算しないで省こうというふうにしても、しかしまだ生産費を、これ半分の

生産費になりましてそれを賄う水準にはなっていないわけでありまして。

さらに課題は、輸送費が掛かるということでありまして。新潟の場合におきまして 300 ヘクタールから 400 ヘクタール、新潟の各所に分かれまして取り組んでおりますから、当然、圃場が広がっている分だけ県内からその原料玄米を集めなきゃいかぬということがありますので、輸送費もばかにならないということでありまして。

安定したバイオ燃料を生産するためには新たな交付金の仕組みが必要であります。この点について、農林省吉田技術総括審議官、この点どんなふうに、そうですか、大臣、御発言いただけるなら有り難いです、よろしくをお願いします。

■ 国務大臣（若林正俊君）

これは重要な問題ですから、私が答弁いたします。

これは、先ほど来議論がありましたように、基本的には木質系の、セルロース系の原料でバイオマスを作っていくということの方角として進めるわけですよ。ただ、そのためには、そのためには糖質、でん粉のものを基盤にして一定のスケールのもがないと次の、先への展開が難しいということで、さあどこだといったら、北海道と新潟が手を挙げて、生産者がみんなで協力をして、周辺も協力するからひとつここでやろうじゃないかという話から始まった話でありまして、そういうことをやるために生産者に、それを集めてくるための経費も含めまして、ましてや主食用の米を念頭に置きながら、そのバランスの中でその原料助成をするということは私は考えておりません。

■ 山田俊男君

この点について、実は新潟の場合、エタノールにしまして、そしてリッター当たり 200 円台ないしは 300 円台になります。今ガソリンはリッター 160 円程度でありますので、その差、当然出ておるわけです。その差を、これは設置主体であります全農がそれを補てんすると、こうした取組であります。

これだけの差をしかし本当にちゃんと埋めるということになりますと、これは大臣、それぞれ自分たちが手を挙げて、そして崇高な取組の理念の下に頑張ろうというふうにして、その差は非常に大きいわけでありまして、当然のこと、実証試験の中でこれらの課題につきましても当然検討をしていかなきゃいけないことではなからうかと、こんなふうに考えています。もちろん、コスト低減の様々な努力をやるのは、これも実証の取組の課題であります。

■ 国務大臣（若林正俊君）

いや、これは大事な問題なんですよ。私は、実証事業でこれを行うということを前提にかなり政府部内の議論をした上で、固定資産税を半分軽減するというをやっているんですよ、相当の設備投資しますからね。そういう固定資産税を半分の減税をすること、そしてで

き上がったエタノールについて免税措置を講ずることということを前提にこれやれるかねという話で、やりますということからこれスタートしているというふうに御理解いただきたいと思うんですよ。

それで、リッター当たり今 160 円というお話ありました。それは今たまたまガソリンが高いからそういうことですが、我々は、これやっぱり 100 円から 120 円ぐらいのものでないと持続的にはならないんじゃないかという情報も入れているんです。そういうことをみんなで、産地づくり交付金は、これはほかの作物作れば出るわけですから、産地づくり交付金は前提にする。そのほかのものは、周辺の皆さん方がここで言わば転作分を消化するというようなことで、じゃ協力しようという中でこれ成り立っていくものだというふうに考えておりました、800 キロその他のこれからの多収生産がどこまで行くかということにもかかっていますが、一応多収米として 800 キロ程度のことを前提にして、それでやれるというんでなければ、これ法律の中で私は認可できないと思いますよ、それじゃできないと言うなら。

私はそのぐらいの決意で、そういう原料生産についてここで、今ある他の作物との関係で出されている助成措置以上のものを特にやるという考えはありません。

山田俊男君

製造施設について、この点についての、設置について 2 分の 1 の助成が出ております。さらには、5 年間にわたりまして製造施設の運営経費についてこれを助成するということについても手だてがあります。さらには、大臣おっしゃいましたように、固定資産税についてこれは軽減措置を講ずる。さらには、ガソリン税について減免の措置を講ずると。これ、いずれにしても、税制措置については今後の税制の対策に引き続きなろうかというふうに思いますけれど、これらについてちゃんとやることはやぶさかではありません。

しかし、先ほど言いましたように、300 ヘクタール、400 ヘクタール、これらの農地を確保するだけでも新潟県下全域にわたっているわけです。それをどう集めるかということがあります。現にあります。もちろん、一か所に集められればそれにこしたことはありません。

それからさらに、北海道の場合は、先ほど来、これも高橋さんなり舟山さんの議論の中で出ておりますけれども、ETBE 方式か E3 方式かという議論がありまして、北海道の場合は E T B E 方式を取っております。それで、北海道からわざわざ横浜までバイオエタノールを運んでいるんですよ。当然それに伴います運賃が必要になるわけで、逆に言いますと、ただで来ませんから、その分だけのコストが掛かっておる。CO₂もそこで排出しているという部分があるかもしれない。

地域の中でどう還元するか、利用還元するかという観点が多分この取組の大きな理念だというふうに思いますが、そう考えてみると、今、E T B E 方式の場合はどうしても施設が必要でありますから横浜へ来ているという問題を、それじゃこれも実証試験の中で整理をしていく必要が私はあるというふうに思いますので、大臣、もう手を挙げてやったから後は動きませんじゃ、大臣、実証試験になりませんので、是非ここは一つ一つ詰めていこうじゃない

ですか。

当然のこと、コストの削減も必要になるわけで、コストの削減については、今ありました収量の増大、コストの低減、それからやっぱり地域でできるだけ原材料を集めること、それからさらに安い手だてが、様々な形で取組が必要になるということは事実だろうというふうに思います。是非、もう一度お願いします。

政府参考人（吉田岳志君）

若干ちょっと事実関係と申しますが、この間の経過をちょっと説明させていただきたいと思いますが、この新潟の実証事業につきまして、北海道に比べて規模が非常に小さいわけがございます。北海道の場合には1万5,000キロリッター、それに対して1,000キロリッター。

これは、上がってきた当初から、1,000キロリッターではコスト合いませんよと。大体、系統が試算しているシミュレーションでも、やはり1万5,000キロリッター程度のものではないと100円でバイオ燃料を生産するということがなかなかできないと。その場合の、100円で生産するとして原料価格が50円、これ、原単位に直しますと、米でしますと大体キロ20円ということがございます。

先ほどの委員の御指摘は、それが1,000キロリッターなんでもっとコストが掛かるんだと、だからその原料への負担をというお話でございますが、これにつきましては、当初から規模を拡大しないと無理ですよというお話をした上で、事業主体としてはまず1,000キロリッターでちょっとやってみて、それで可能性を見て、うまくめどが付けば将来的にはこれを1万なり2万なり規模を増やして、そして低コスト生産を実現していきますというお話で申請を受けておりますので、その点どうか御了承よろしく願いいたします。

山田俊男君

はい、分かりました。

ここまで設置して踏み込んでくるまでにはいろんな経緯があろうかというふうに思いますので、十分検証、検討した上で是非是非成功させていきたい、こんなふうに思います。

また、そのことと関連して、規模を拡大して是非やりたいという意向は当然のことあるわけでありまして、規模拡大していくということになれば、それを、できましたバイオエタノールをどう利用するかという観点が必要で、これも先ほど来出ておりますけれども、利用するに当たっては是非、今E3の方式につきまして一定割合の混合で進めているわけでありまして、ガソリンに一定の割合で混合を義務化すると、当然そうしたことも取り組んでいかない限り利用が拡大しないという問題を抱えておりますので、その点について経済産業省に考えをお聞きしたいと思っております。

政府参考人（上田隆之君）

お答え申し上げます。

御案内のとおり、京都議定書目標達成計画におきまして、政府全体といたしましては、当面 50 万キロリットルのバイオ燃料の利用を予定しているわけでございます。それで、現在、今の国産のお話はまだ数 10 キロリットル、数年先に数万キロリットルという規模でございまして、国産を利用する、もちろん価格の問題等々あるかと思えますけれども、その余地というのは十分あるわけでございます。

しかしながら、義務化そのものにつきましては、エネルギーとしての供給安定性あるいは経済性、食料としての競合の問題、様々な問題があると考えておりますので、当面は 50 万キロリットルをしっかりと達成していくということを目指していきたいと考えております。

山田俊男君

もう一点の課題は、先ほども議論になっていますが、セルロース系への拡大についてであります。

御案内のとおり、今里山を見てみますと、とりわけ西日本の里山を見てみますと、竹の繁茂が物すごいわけでありまして、きちっとタケノコをその都度取って出荷できておればいいんですが、それができておりませんから、ましてや畑を中心ですが、それは田んぼもそうですが、耕作放棄地にしてしまいますと、後は 1 年で竹がもう徹底して繁茂します。もう何ともしようがない景観が西日本の各地に現れています。

この竹を利用して、もちろん間伐材をどう扱うかという大事な課題もありますが、同時に、この竹を何とかセルロース系の一環として原材料にできないかと、こういうふうを考えますが、その点、経済産業省、農林省から検討の状況をお聞きしたいというふうに思います。

政府参考人（吉田岳志君）

セルロースからのバイオ燃料の生産拡大というのは非常に重要だということは先ほどからも議論が出ております。

お尋ねの竹の利用でございまして、これは平成 20 年度から森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業によりまして、林地残材や間伐材と併せまして、竹などの森林資源につきましてエネルギー利用やマテリアル利用に向けた製造システムの構築などに取り組むことというふうにしております。

ただ、竹につきましては、木材と同様、稲わらなどのソフトセルロースと比べましてリグニン量が非常に多うございます。また、セルロースなどと強固に結合しておりましてリグニンの分離が非常に難しい、さらには固いというようなこともありまして、実用化へのハードルが高いというのは実態でございまして、そうではございますけれども、非常に賦存量も多いわけでございますので、技術開発に努めてまいりたいというふうに考えております。

政府参考人（上田隆之君）

私どもも、セルロース系からのバイオ燃料を作製していくというのは重要な課題であると考えておりまして、様々な技術開発を行っているところでございます。

ただ、今お話ございましたように、なかなか、このセルロースというのは非常に強固な結び付きを持っております。特に竹の場合はそうでございますので、それを一度ほぐしまして糖にして発酵させていくというところのその供給安定性、コスト等、様々な課題があると思っておりますので、こういった技術開発の中で勉強をしてみたいと考えております。

山田俊男君

大臣と白熱した議論がちょっとできましたんで、私としては、ここの部分についてしっかりした、手を挙げた立場としても、この実行をちゃんと定着させていく、その取組を進めてまいりたい、こんなふうと思うところでありますが、同時に、税制上の措置でありましたり、さらには支援措置でありましたり、これらのことについては引き続き十分な検討をお願いしたい。そうして、我が国の今、本当にまさに荒れなんとしている、この地球環境のこれだけの食料不足の中で本当にこんなことでいいのかという課題を我々は抱えているわけでありまして、そういう面でこのバイオ燃料の利活用の取組が一つの大きな力になることを是非一緒に展開させてもらったら有り難い、こんなふうに思います。

実は、時間をいただきまして5月13日の当委員会におきまして、私、質問だけして答えをいただかないという、何ともはや委員長からもおしかりをいただきましたが、それでこの際、大変失礼なことをしたわけでありまして、この時間をいただきまして、それで若林大臣始め関係の皆さんに当日の質問の項目につきましてまず御回答をいただきたい、こんなふうに思っております。

先般の質問は、1つは、農産物輸出に関する規律の強化をWTOに我が国はスイスと共同で提案されているということでありまして、この提案の内容をお聞きしたいと思います。

2つには、こうした新たな提案を行う事態になっているという環境があるわけですが、さらには今朝ほどの当委員会の質疑の中でもありましたが、MA米の入札が落札できないという事態もできていて、その一方でMA米について米不足のアジアへ輸出すると、食料支援するという動きがあるという、まさに今、地球温暖化の中で、さらに食料危機の中で、もうWTOを取り巻きます環境は新しい環境ができてきているかというふうに思います。聞くところによりますと、ファルコナー議長さんが新しい提案をお出しになったということのようでありまして、新しい提案の内容もこの日本とスイスの共同提案を踏まえたものにどうもなっていないやに聞いております。こうした環境からしますと、思い切って新しい視点でのWTO交渉を再構築していったいいんではないかと、こう考えるわけでありまして、これは若林大臣に是非お願いしたいというふうに思います。

それからなお、FAOサミットには是非、この前も申し上げましたが、総理と一緒にどうしても出席していただきたい、こんなふうに思っておりますので、その場で食料輸入国と

しての立場をしっかりと主張してきていただいたら有り難いというふうに思います。

3 つ目には、これは WTO 農業交渉における農業補助金の扱いとも関連しまして、過去実績による固定支払を我が国は実施したわけでありましたが、新しい基準期間の設定や環境の変化をとらえた見直しや改善が何としても必要じゃないかというふうに思っております、これは農水省の経営局長にお願いしたいというふうに思います。

4 つ目は、日韓 EPA 交渉の再開についてでありまして、この点、外務省に先般も申し上げましたが、私は日韓 EPA 交渉、賛成なんです、我が国の農産物のオファーが悪いから進まないんだというような誤解や、我が国農業への一方的な攻撃がなされるようなことのないように、今後、隣国、一番近い隣国ですが、ともに発展するという立場での丁寧な交渉をお願いしたいということを申し上げたわけでありまして、この点は外務省にお聞きしたいというふうに思っています。

5 つ目は、日本の農業批判を続けさせるだけになっております日豪 EPA 交渉は中断すべきじゃないかということをお先般申し上げさせていただいたわけで、この点について若林大臣にお聞きできたらというふうに思っております。

繰り返して申し上げましたが、よろしくお願いたします。

■ 国務大臣（若林正俊君）

またもや 5 つも連続して、つながりがないというわけじゃないんですけれども、それぞれ話の展開としては一つ一つお話をしていけないと御理解いただけないようなことをまとめてぼんと言われたんでは大変私もお答えをするのに苦慮するわけでございますけれども、丁寧にお答えをいたしましょう。

まず、輸出規制のことでございます。

今、委員がおっしゃられましたように、今朝の明け方、明け方というより午前 2 時ごろですかね、ファルコナーの再改訂ペーパーが出ました。その再改訂ペーパーでは、日本とスイスが提案をしております輸出規制のルール化ということについては全く触れておりません。したがって、我々としては、スイスとも相談をいたしますし、また、同じような趣旨に賛同をいただいている国々とも相談をしながら、これから、ファルコナーは 26 日から再度農業交渉会議を開くと言っておりますので、26 日からの農業交渉会議においては重ねて我々の主張をそこで展開をさせていただいて、是非とも前進が図られるようにしていきたいと思っております。

そこで、現行の WTO 協定上は、輸出規制するときに通報をするのは義務になっていないんですね。そしてまた、その通報をした一定の実施期間、この期間の規定も何もないというような極めて不十分な規定になっております。

そこで、日本は、この WTO 交渉が始まった当初から日本提案というのをいたしております。その日本提案の中に、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易秩序ということをお主張してございまして、その中に、輸出国側が今のように勝手にできているのはおかしいんじゃないかと

ということで、これをルール化すべきであるということを手張しておりました。そのことが、ファルコナーも一応認識をいたしまして、それでファルコナー提案の中には、議長提案として、輸出規制についてファルコナーは今の提案の中に書き込んでいるわけでございます。それは、通報の義務を強化しますと。90 日以内に通報して、これは毎年更新しなきゃいけないと。それから、現行にある措置は、輸出規制のですね、これはもう撤廃してもらって、新規の措置は原則 1 年以内に撤廃すると。最長は 18 か月。そして、先進国、途上国問わず規制対象にするといったようなことを、議長がもう既に提案としてあるわけでございます。

しかし、これでも、それじゃそれによって輸入国側が不満がある場合、どうやってこれを解決するのかということについて何ら規定がないわけですね。したがって、輸入国側の意見というものを WTO が取り上げる。どこが取り上げるんだと。農業委員会なら農業委員会に取り上げると。取り上げて、パネルのような議論をして結論が出るまでの間は、例えば輸出規制は止めてもらわなきゃ、もう我々としては、先行しちまっちゃ具合悪いんじゃないかというような、そういうルールを明確にして、これがちゃんと働くような形にしてもらいたいというふうに考えております。

そういう意味で、通報は必ず義務化すると。輸出規制するときは WTO に通報を義務化してもらいたい、そして、その輸入国側の要請によって協議をする場合には、協議中は輸出規制の措置は発動しないようにすると、そして協議の場合の基準というものを明らかにしておかなければいけないんじゃないかというようなことを申入れをしているということでございます。

これは前にも申し上げましたけれども、これに対して非公式にいろんな意見が出ておりますが、途上国で輸入も相当しながら輸出をしている国、今、今度、輸出規制掛けているのは途上国が多いんですね。そういう途上国は国内が暴動が起きそうだと、大変なんだというような状況の中で規制掛けざるを得なくて規制を掛けているというような途上国もあるわけでありまして、そういうところはやはり特別の配慮をしていかないと、同じ輸出規制といっても性格が違うんじゃないかという意見が出ています。私もそれはもっともだなという気持ちがありまして、そういう途上国への配慮というのをどのような形で配慮をするのかということが考えられると思うんです。

中国も輸出規制しましたからね。中国の場合は輸入をしながら輸出をしていると、こういう関係になってくるわけですね。中国のような国をどう扱うのかということもあるでしょう。そういう意味では、これから詰めていく過程で、途上国あるいは先進的途上国といいますかね、そういう国をどう扱うかといったようなことについて関係国と協議をしながら、WTO の場合は協議調わないと生きてきませんから、そういうのを精力的に生かしていくようにしたいと、このように思います。

そして、委員が、状況が変わったんだから新しい提案で WTO をやり直したらどうだと、こういう趣旨とも受け取れるお話が、御意見がありました。これはできません。これは世界の、御承知のように、150 か国が 6 年前にドーハ・ラウンドということで立ち上げて、ずっと積

み上げて今日まで来ていよいよ大詰めの中段階になっているわけですね。だから、世界中の最大の課題、貿易関係でいえば最大の課題になって 150 か国がここで積み上げてきたのに、日本がもう今までの議論はチャラにして新しい議論をしようじゃないかというようなことで言えば、もう日本はこれ完全につぶしに入ったということになることは明らかであります。

農業だけじゃありませんで、みんなが NAMA の交渉、サービスの交渉、ルールの交渉、交渉分野がいっぱいあって、それらをずっと 150 か国が積み上げて今日来ているものを、我々がこれをここでストップを掛ける、新たにやろうじゃないかということはもうこれを、今までやってきたことをチャラにするということですから、そういうことはやはり私はできないというふうに思います。

委員のお話でございますが、私の承知する限り、委員の御出身の全中の会長以下幹部の皆さんもそこまでは私の方にはおっしゃっておられないんですよ。やはり今まで積み上げてきたことを積み上げてきたこととして尊重しながら、どうやって交渉過程で我が国が大きな被害を受けないような形で我が国農業が存続可能なことにしていくかということで大変御苦労いただいているわけございまして、新提案というのは、ちょっとドーハ・ラウンドをひっくり返すようなことというのは私はできないというふうに申し上げざるを得ないのであります。

それから、韓国との関係ですが、韓国側は確かにそういうことを言ったかのように伝えられております。しかし、私どもはそういうふうにちゃんと聞いたわけじゃございませんで、再開に当たりましては、福田総理からも言われておりますが、ここでつぶれるようなことがあってはならないので非常に慎重に進めていこうということでありまして、ですから、お互いがリクエストオファーに至る前にそういう誤解によって日韓の話合いがつぶれることがないように進めていかなきゃいけないというふうに、慎重に関係省庁と連携取りながら進めようという姿勢であります。

しかし、今何も進んでおりません。今具体的には何も出てきておりませんので、何か、委員のお話で、農業の方で日本がかたくなで妥協する余地を全然示さないでこれをチャラにしたんだというふうに巷間伝わっておりますけれども、私は、実はその関係者からいろいろ聞きますと、どうも農業ではなかったように思うんですね。だから、そういうようなことが広がるようなことがないように、お互いの交渉過程というのが誤解を生むことがないように慎重な進め方をしていかなきゃいけないというふうに考えているわけでございます。

あと何でしたかね・・・

委員長（郡司彰君）

また次に指しますので。

国務大臣（若林正俊君）

それじゃ、先に。

政府参考人（高橋博君）

御指摘の水田・畑作所得経営安定対策の過去の生産実績に基づきます固定払い、固定支払の関係でございます。

これにつきましては、不足払いあるいは価格支持政策など生産を刺激するような国内農業支持につきましては、WTO交渉の中で、全体、農業生産、国の農業生産全体といたしましても、また個々の作物、品目ごとにおきましても削減対象としていくという方向性がございます。この部分につきましては基本的に各国の共通認識となっているということでございます。したがって、我が国といたしましても安定的かつ継続的な制度運用という観点を考えますと、削減対象とならないような緑の政策をやはり政策の中心に据えることが重要であるということで導入したものであります。

具体的には、過去の生産実績を算定する基準期間につきましては、平成十六年から平成十八年までに固定した上でその実績に応じた支払を行うということにしたわけでございます。この件については、この担い手経営安定法の御審議の際についても非常に多くの御議論があったわけでございますが、今申し上げたいような理由から、この基準期間の見直しというのは考えていないという答弁をさせていただいておるところでございますし、また4月の当委員会におきましても大臣から御答弁申し上げておりますけれども、やはりこの線は大事にしていく必要があるだろうというふうに思っております。

なお、ただし、この過去の生産実績に基づく支払のほかに、この制度の中では毎年の生産、品質に応じます支払、成績払いを併せて措置しているところでございます。これは、農業生産が消費者、実需者ニーズに応じた良品質な農産物の生産に応じて支払われるということでございます。最近の販売価格の上昇とも相まって、収入が増加する要因でございます。さらに、新規参入者でございますとか経営規模の拡大、生産調整強化の対応等については、麦、大豆などの作付け拡大に関して担い手経営革新促進事業という別途の措置を講じておるということで、この場合は過去の生産実績なくても経営安定が図られる水準の支援を行うということでございますので、この点について御理解いただきたいと思っております。

委員長（郡司彰君）

済みません、大臣、ちょっと待ってくださいね。外務省・・・

国務大臣（若林正俊君）

あと2点あると思うんですね。

委員長（郡司彰君）

ちょっと、大臣、済みません。

国務大臣（若林正俊君）

外務省、じゃ先やってください。

政府参考人（石川和秀君）

申し訳ございません。

日韓の EPA の関係でございます。もう大臣が御答弁をされましたので、一点だけ補足をさせていただきます。

4 月の日韓首脳会談におきまして、この日韓の EPA の締結交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を行うということを両首脳間で合意をいたしております。これを本年の 6 月中に開催するというようになっておりまして、今、韓国側と具体的な日程の調整の詰めを行っているというところでございます。

まさに委員の御指摘のとおり、この実務協議におきまして精力的に検討を進めようと思っておりますし、この中で誤解が生じないように丁寧に話し合いをしていきまして、早期に交渉を再開するというところに持っていきたいと、このように考えております。

国務大臣（若林正俊君）

あと 2 点、簡単に申し上げます。

1 つは日豪でございます。日豪をもう中断したらどうだというような趣旨のお話でございます。

この日豪の戦略的な関係というのは大変深い関係、大事な関係でございます。交渉が始まったばかりで、向こうが非常にかたくな、全面的な開放と見られるようなオファーを出してきたからといって、これはもう中断するんだというふうにしてしまうというのは、我が国の国益の点から見ていかなものだろうかというふうを考えざるを得ないわけでございます。どうも気に食わないからもうやめたというわけにはなかなかいきません。もう地道に豪州側から提起されましたリクエストオファーに関しましては丁寧に粘り強く今説明しているところでございます。

もちろん、平成 18 年 12 月に本委員会で決議がされていることは十分承知の上、その決議の趣旨に従って、守るべきものはしっかりと守っていくという方針の下で日本としての最大限の利益が得られるような交渉を続けていくということでありまして、もう中断するんだというような決断にはまだ早いんじゃないかと思えますけどね。もっと誠意を持って、お互いが外交上の意見交換をし、交渉を続けていくべきものと考えております。

サミットその他の重要な会議があります。サミットの会議で私が一緒に出席すべきじゃないかと、こういうことですが、これ首脳会議なものですから、世界全体でフォローする人間が付いて行って会議に出るということはルールになっておりませんので、私自身が会議に行くというわけにはまいりません。しかし、総理をしっかりと支えていくという立場で議論の準備、そしてまた総理の相談に応じてこれにこたえていけるような体制を整えて臨んでいく

というふうを考えているところでございます。

なお、この6月にはFAOの食料サミットが国連事務総長から言われて総理が呼びかけられております。こちらはサミットのようなルールが明確になっているわけじゃありませんので、当委員会始め国会のお許しがいただければ、私は総理が行かれる場合にも私もFAOの食料サミットには同行したいと思っておりますし、万一総理が行けなくなったときは私がこの会議に出て責任を果たしてまいりたい、こう思っております。

引き続きOECDの食料問題の会議がパリで行われますが、これは私もお許しいただければ引き続きそちらにも出ると。その機会に、豪州が呼びかけておりまして、非公式の農業関係の閣僚会議をするということが予定されております。これもやはりWTO閣僚会議には私出させていたきたいなというふうに今考えているところでございます。

山田俊男君

ありがとうございました。答弁いただきまして本当にありがとうございます。答弁の中身はともかく、大きな重い荷物を肩から下ろしたような気持ちでおりまして、大変ありがとうございました。

ところで、内閣府の加藤大臣政務官にもおいでいただいております、最後に一点だけお願いしたいと思います。

地方分権改革推進委員会におきまして、4ヘクタール超の農地転用権限、さらには保安林の指定・解除権限等の知事への移譲の論議が出ているところでありまして、まず地方分権改革推進委員会事務局からおいでになっているというふうに思いますので、最初をお願いしたいんですが、地方分権委員会では食料の安定供給や国土保全といった視点での議論が行われているのかどうかですね。さらには、当委員会でもしよっちゅう出ているわけではありますが、現下の地球規模での食料、環境、エネルギーをめぐる状況はもう一変しているわけがありますが、そうした国家全体、地球規模全体で議論しなければいけない課題についての議論がなされているのかどうかなんです。

同時に、これまで4ヘクタール以下についてはこれは農地転用の権限を都道府県知事へ移譲しているわけですね。この移譲しているのは本当に不適切な農地転用になっているのかいないのか、これらについての実態把握はできているのかということが大変気になっております。加藤大臣政務官にもちょっと御発言いただきたいものですから、簡潔にお願いします。

政府参考人（坂本森男君）

お答えを申し上げます。

農地転用あるいは保安林につきまして、委員会を開きまして調査審議を行っているところでございます。調査審議におきましては、農林水産省から食料の安定供給や国土保全の観点に立った意見が示されたことも踏まえまして、委員会といたしましては、土地利用に関する個別の許可等は地方政府に一元化することが望ましいのではないかと認識に基づいた調

査審議が行われているところでございます。

そのほか、いろいろと国際的な環境の問題につきましても何回かヒアリングをいたしまして、農林水産省からのヒアリングを実施して調査審議を行っているところでございます。

以上でございます。

山田俊男君

加藤大臣政務官、今日はありがとうございます。

私も地方分権はいかぬなんと言っているつもりはないんです。地方分権は大変大事なことというふうに思っております。しかし、それは常に地域の実態を踏まえた議論が着実になされて、そして行われるべきだというふうに考えるわけですが、加藤大臣政務官は、まさに地域の実態をよく御存じであるわけでありまして、そういう立場から、この国の方向を間違わないように、是非、地方分権改革推進委員会をリードいただきたい、こんなふうに思います。

政務官の決意のほどを是非お聞かせ願います。

大臣政務官（加藤勝信君）

ありがとうございます。

御承知のように、もう地方分権改革、福田内閣の最重要課題でもあります。内閣総理大臣が本部長として、本部を中心に今政府一体として取り組んでおります。今後、今地方分権推進委員会で第一次勧告に向けて議論が進んでおりますし、また政府としては委員会勧告を受けて対処方針を本部決定すると、こういう予定の中で今進んでいるところでございます。

また、今御指摘のように、地方の実態、さらには食料の安定確保、優良農地の確保、あるいは保安林の絡みでいえば国土保全、こういった課題も大変重要な課題であることはもう間違いないところであります。

いずれにいたしましても、勧告の内容あるいは本部決定をいたします対処方針、こういったものが国民の期待にしっかりこたえ、そして実のあるものにしていかなければならないところでございます。

昨日も、若林大臣そして町村官房長官そして私どもの増田大臣、3 大臣の間で 1 時間を超える意見交換を行っていただくように、今それぞれ大臣間の意見交換も進めていただいているところでございます。

私としても、地方分権改革担当の大臣政務官といたしまして、御指摘の点も踏まえて、間違いのない方向に向けて改革が進んでいけるように努力をしていきたいと思っております。

山田俊男君

加藤政務官、大変ありがとうございました。

また、若林大臣におかれては、FAO サミットへちゃんと出ていただけるということでありますので、大いに期待しておりますので、食料純輸入国、最大の輸入国としての日本の姿勢

参議院農林水産委員会 / 2008年5月20日

を発言してきていただきたい、こんなふうに思います。

どうも大変ありがとうございました。